

**重 要**

北警協第431号  
令和6年2月26日

各 位

(一社)北海道警備業協会  
会 長 長 尾 昭

**警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（ご連絡）**

春寒の候、各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の運営につきましてご支援ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、政府の「デジタル臨時行政調査会」（デジタル臨調）は、社会全体のデジタル化を進めており、その中心施策が行政の“アナログ規制の一掃”で、警備業法の一部改正も含まれています。

令和5年6月16日に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（デジタル規制改革推進の一括法案）」が公布されました。

これにより、警備業法第6条（認定証の掲示義務）が下記のとおり改定され、本年4月1日から施行されますので、運用実施について適切に対応されますようお願い申し上げます。

記

1 施行期日

令和6年4月1日

2 改正の概要

これまで、警備業者には、認定証をその主たる事務所に掲示することが義務付けられていましたが、改正後は、認定証がなくなり、認定番号等の必要事項を公安委員会が定める様式の「標識」の形で主たる営業所に掲示するとともに、インターネット上（自社のウェブサイト等）に掲載することが義務付けられました。

改正の概要は、

ア 新第6条（標識の様式）

標識の認定を受けたこと等を示す標識の様式

イ 新第7条（標識の閲覧）

インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合は、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該事業者が管理するウェブサイトを持っていない

場合のいずれかに該当する場合とする。

インターネットによる標識等の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3 協会ホームページへの掲載

全国警備業協会から送付を受けた、通知文及び関係分の官報を、当協会ホームページに掲載していますのでご確認ください。

#### 4 北海道警察への確認事項

今回の改正に関しては、警察庁において解釈運用基準を現時点でも改定中とのことですが、施行期日が迫っていることから北海道警察に照会した結果、確認できた事項は下記のとおりですので参考としてください。

- ① 認定証から標識への変更についての猶予期間の有無  
猶予期間はなく、令和6年4月1日（午前0時00分から）施行する。
- ② 現行の認定証の回収について  
公安委員会として認定証の回収は行わないので、各社で適切に処分する。
- ③ 標識の規格等（官報15ページに様式記載あり）  
定められているのは  
ア 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色  
イ 用紙の大きさは、日本産業規格A4  
のみであり、記載すべき内容が網羅されていれば、文字の書体、用紙の縦・横の規定はなく、上記ア及びイに従い各社で作成する。  
※ 下段の記載要領、備考1、2の記載の必要はない。
- ④ 標識のウェブサイトへの掲載場所  
見やすい状態で掲載されていれば特に定めはない。（トップページ、バナー等）
- ⑤ 新9条（認定の有効期間の更新～認定更新の通知方法）  
公安委員会の通知内容は、  
ア 認定をした公安委員会名  
イ 認定の番号  
ウ 有効期間  
のみを通知し、事業者名、氏名又は名称、所在地は各社で記入する。  
通知方法の定めはないが、口頭通知は間違える可能性があることから、道警としては紙による通知方法を検討中である。
- ⑥ 従業者とは  
従業者とは、労働基準法第20条（解雇の予告）に該当する者で、警備員のほか営業職や事務職の者も含まれる。（会社代表者や役員は含まれない。）  
例えば、警備員3名、営業職2名と事務職1名を雇用していれば従業者は6名となり、標識を主たる営業所に掲示するとともに、インターネット上の掲示が必要である。

※ 現在、北海道警察において本件に関する質疑資料を、また、警察庁においても解釈運用要領を作成中とのことから、関係資料の送付を受けましたら改めてご連絡をいたします。

事務局  
指導教育第1部長 黒田  
(011-242-8800)